

社会福祉法人 ひかり福社会 役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひかり福社会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 役員等のうち法人業務を行うものに対して報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、別表の通りとする。

3 報酬を支給するのは、経営委員会等（理事会・評議員会を除く）の機関会議への出席、法人において必要と認められる業務を行う場合とする。

(支 給 日)

第3条 役員等の報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 宿泊料は、次のとおりとする。

宿泊料 1泊につき12,000円または主催者の斡旋等による実費額

(改 正)

第5条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付 則

この規程は、2009（平成21）年 4月 1日から施行する。

この規程は、2013（平成25）年 4月 1日より一部改正する。

この規程は、2013（平成25）年11月 1日より一部改正する。

この規程は、2016（平成28）年 4月28日より一部改正する。

この規程は、2017（平成29）年 4月 1日より一部改正する。

別表

区 分	報 酬 額	費用弁償	備 考
理事長	月額100,000円	実 費	法人の日常的業務・理事長専決事項等の処理業務。 尚、この業務に経営委員会等法人の機関会議への参加は含まない。
理 事 (業務執行)	月額 80,000円	実 費	法人事務局としての業務を行うものに限る。
理事・監事・評議員	日額 5,000円	実 費	経営委員会等法人の機関会議等への出席。 尚、理事会・評議員会への参加については、費用弁償のみ。
その他の委員 (法人が必要に応じて開催する各種委員会の委員)	日額 5,000円	実 費	法人の機関会議等への出席

※月額報酬について種々の事情（長期入院等）により、明らかにその業務に従事できないときはこれを支給しない。